

第135号議案 長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例

第137号議案 長崎市永井隆記念館条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
【長崎原爆資料館】	
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正内容及び算定結果・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 8
3 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	9 ～ 11
【長崎市永井隆記念館】	
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2 改正内容及び算定結果・・・・・・・・・・・・・・・・	12 ～ 13
3 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	14 ～ 15
 (参考 1) 使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	16 ～ 21
(参考 2) 使用料の改定・・・・・・・・	22 ～ 23
(参考 3) 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について	24 ～ 26

【長崎原爆資料館】

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎原爆資料館条例	長崎原爆資料館

2 改正内容及び算定結果

(1) 展示室

ア 利用料金の基準額の再算定の考え方

平和施設の観覧料については「被爆地・長崎市の使命」に鑑み、「市民生活上の必要性」などで定義するマトリクスでは整理できない施設であることから、施設の特性に応じて料金を設定している。

(P22「(参考2) 使用料の改定(1) 見直しの対象」参照)

2 改正内容及び算定結果

イ 改正内容（別表第1（第9条関係））

区 分	現 行		改正案
	個人	団体	
一 般	200円	160円	200円
こども（小学生～高校生）	100円	80円	無 料

ウ 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
平和施設	長崎原爆資料館	236,239,931円	421,182人	561円	50%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ※ ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑨-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	200円	290円	400円	200円	広島平和記念資料館と同一金額とするため。	200円	0円
こども	100円		200円	無 料	次代を担う若者が、被爆の実相をより学びやすい環境を整えるため。	無 料	▲100円

※ 激変緩和措置：現行料金200円、100円の2倍（P20「（参考1）使用料・手数料の算定方針」内「工 激変緩和措置」参照）

2 改正内容及び算定結果

(2) ホール

ア 利用料金の基準額の再算定の考え方

(ア) 受益者負担率

50%とする。(P23「(参考2) 使用料の改定(2) 各施設の受益者負担率」内「ホール型施設」参照)

(イ) 附属設備(冷暖房、コンセント)利用料の加算

冷暖房利用料及びコンセント利用料はホール利用料へ加算する。

(ウ) 利用時間帯及び曜日による利用料金の差の設定

現行の利用時間の区分(午前9時～正午/午後1時～午後5時/午後6時～午後10時)及び曜日の区分(平日/土日休日)を維持し、貸室利用料(ホール利用料から冷暖房利用料及びコンセント利用料を除いたもの)に現行料金比率を乗じる。

【現行料金比率】

曜 日 \ 利用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
平 日	1.0倍	1.0倍	1.2倍
土曜日、日曜日又は休日	1.2倍	1.2倍	1.44倍

(エ) 入場料金の徴収の有無による利用料金の設定

入場料金その他これに類する料金を徴収する場合のホール利用料は倍額とする。(現行と同じ)

(オ) 準備又はリハーサル利用時の利用料金の設定

準備又はリハーサルのための利用に係る4割徴収の規定は、5割徴収に見直す。

2 改正内容及び算定結果

イ 改正内容（別表第2（第9条関係））

区 分 利用時間	現 行 ※1			改正案		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
平 日	8,852円 (15,535円)	11,796円 (20,637円)	14,163円 (23,004円)	20,130円	26,840円	29,910円
土曜日、日曜日又は休日	10,622円 (17,305円)	14,153円 (22,994円)	16,992円 (25,833円)	22,430円	29,910円	33,590円

※1 （ ）内は冷暖房利用料及びコンセント利用料を含む

ウ 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{\text{①}}{\text{②} \times \text{③} \times \text{④}} \right)$	受益者負担率 ⑥
平和施設	長崎原爆資料館	15,390,475円	498.2㎡	4,667h	7.4%	90円/㎡	50%

使用料項目 (㎡) ⑦	現行料金 ※2 1時間あたり ⑧	コスト/室 1時間あたり ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 1時間あたり ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ※3 ⑪	最終結果 1時間あたり ⑫	増 減 1時間あたり ⑬ (⑫-⑧)
ホール (498.2)	5,166円	44,723円	22,370円	6,710円	6,710円	1,544円

※2 現行料金=貸室利用料2,951円+冷暖房利用料2,158円+コンセント利用料57円

※3 激変緩和措置：現行料金5,166円の1.3倍（P20「（参考1）使用料・手数料の算定方針」内「工 激変緩和措置」参照）

2 改正内容及び算定結果

ウ 算定結果

使用料項目		現行料金 ①	コスト/室 ②	再算定結果 ③ (②×50%)	激変緩和 措 置	個別事由		最終結果 ⑤ (④と同額)	増 減 ⑥ (⑤-①)
						金 額 ④	算定方法		
【基準額】 ホール 1時間あたり		5,166円	44,723円	22,370円	6,710円	6,710円	基準額として設定 (貸室3,830円+冷暖房等 2,880円)	6,710円	1,544円
平 日	午前9時～ 正午(3h)	15,535円	134,169円	67,090円		20,130円	基準額6,710円 × 3時間	20,130円	4,595円
	午後1時～ 午後5時 (4h)	20,637円	178,892円	89,450円		26,840円	基準額6,710円 × 4時間	26,840円	6,203円
	午後6時～ 午後10時 (4h)	23,004円	178,892円	89,450円		29,910円	(貸室3,830円 × 1.2 + 冷暖 房等2,880円) × 4時間	29,910円	6,906円
土・日・休 日	午前9時～ 正午(3h)	17,305円	134,169円	67,090円		22,430円	(貸室3,830円 × 1.2 + 冷暖 房等2,880円) × 3時間	22,430円	5,125円
	午後1時～ 午後5時 (4h)	22,994円	178,892円	89,450円		29,910円	(貸室3,830円 × 1.2 + 冷暖 房等2,880円) × 4時間	29,910円	6,916円
	午後6時～ 午後10時 (4h)	25,833円	178,892円	89,450円		33,590円	(貸室3,830円 × 1.44 + 冷 暖房等2,880円) × 4時間	33,590円	7,757円

※ 表中下線部：現行料金比率（P4「2 改正内容及び算定結果」内「（ウ）利用時間帯及び曜日による利用料金の差の設定」参照）

2 改正内容及び算定結果

(3) 駐車場

ア 利用料金の基準額の再算定の考え方

(ア) 受益者負担率

100%とする。（P23「（参考2）使用料の改定（2）各施設の受益者負担率」内「市営駐車場」参照）

(イ) マイクロバス料金の廃止

大型バスと同一の区画を利用するため廃止する。

イ 改正内容（別表第3（第9条関係））

区 分	現 行		改定案	
	最初の1時間まで	その後30分までごと	最初の1時間まで	その後30分までごと
バス	520円	520円	710円	710円
マイクロバス	260円	260円	廃 止	廃 止
普通自動車 小型自動車 軽自動車	100円	100円	200円	200円

2 改正内容及び算定結果

ウ 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	施設全体の 貸出可能面積 ②	年間開館時間 ③	実稼働率 ④	コスト/㎡ ⑤ $\left(\frac{①}{② \times ③ \times ④} \right)$	受益者負担率 ⑥
平和施設	長崎原爆資料館	10,696,280円	3,056㎡	3,748h	13.0%	7.2円/㎡	100%

使用料項目 ※1 (㎡) ⑦	現行料金 ⑧	コスト/台 ⑨ (⑤×⑦)	再算定結果 ⑩ (⑨×⑥)	激変緩和 措 置 ※2 ⑪	最終結果 ⑫	増 減 ⑬ (⑫-⑧)
大型バス1台 (100.0)	520円	716円	710円	720円	710円	190円
マイクロバス1台 (100.0)	260円	716円	710円	390円	廃 止	
普通車1台 (28.0)	100円	201円	200円	200円	200円	100円

※1 最初の1時間まで及びその後30分までごと

※2 激変緩和措置：現行料金520円の1.4倍、260円の1.5倍、100円の2倍（P20「（参考1）使用料・手数料の算定方針」内「エ 激変緩和措置」参照）

(4) 施行期日

令和8年4月1日

（経過措置）

- 改正後の別表第2の規定は、施行日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第3の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

3 新旧対照表

改正後	改正前															
長崎原爆資料館条例 平成 7 年12月27日 条例第31号 第 1 条～第26条 [略] 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の長崎原爆資料館条例（以下「新条例」という。）別表 第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。） 以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にさ れた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。 3 新条例別表第 3 の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利 用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用について は、なお従前の例による。 別表第 1（第 9 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>観覧料</th></tr><tr><td>一般</td><td>200円</td></tr></table> 備考 「一般」とは、15歳以上の者（<u>小学校の児童並びに中学校及 び高等学校の生徒を除く。</u>）をいう。	区分	観覧料	一般	200円	長崎原爆資料館条例 平成 7 年12月27日 条例第31号 第 1 条～第26条 [略] 別表第 1（第 9 条関係） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">観覧料</th></tr><tr><th>個人</th><th>団体 (15人以上)</th></tr><tr><td>一般</td><td>円 200</td><td>円 1人につき 160</td></tr><tr><td>小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒</td><td>100</td><td>1人につき 80</td></tr></table> 備考 「一般」とは、15歳以上の者（中学校及び高等学校の生徒を 除く。）をいう。	区分	観覧料		個人	団体 (15人以上)	一般	円 200	円 1人につき 160	小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	100	1人につき 80
区分	観覧料															
一般	200円															
区分	観覧料															
	個人	団体 (15人以上)														
一般	円 200	円 1人につき 160														
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	100	1人につき 80														

3 新旧対照表

改正後				改正前			
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）			
利用時間 区分	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで	利用時間 区分	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで
平日	円 20,130	円 26,840	円 29,910	平日	円 8,852	円 11,796	円 14,163
土曜日、日曜日又は 休日	22,430	29,910	33,590	土曜日、日曜日又は 休日	10,622	14,153	16,992
備考 1～2 [略]				備考 1～2 [略]			
3 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の5割に相当する額とする。				3 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。			
4～6 [略]				4～6 [略]			

3 新旧対照表

改正後

別表第3（第9条関係）

区分	駐車料金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと
バス	円 710	円 710
普通自動車	200	200
小型自動車		
軽自動車		

備考

- 1「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 2「普通自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものを除いたものをいう。
- 3「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 4「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

改正前

別表第3（第9条関係）

区分	駐車料金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと
バス	円 520	円 520
マイクロバス	260	260
普通自動車	100	100
小型自動車		
軽自動車		

備考

- 1「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。
- 2「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。
- 3「普通自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものを除いたものをいう。
- 4「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 5「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

【長崎市永井隆記念館】

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市永井隆記念館条例	長崎市永井隆記念館

2 改正内容及び算定結果

(1) 展示室

ア 利用料金の基準額の再算定の考え方

平和施設の観覧料については「被爆地・長崎市の使命」に鑑み、「市民生活上の必要性」などで定義するマトリクスでは整理できない施設であることから、施設の特性に応じて料金を設定している。

(P22「(参考2) 使用料の改定(1) 見直しの対象」参照)

2 改正内容及び算定結果

イ 改正内容（別表（第8条関係））

区 分	現 行		改正案
	個人	団体	
一 般	100円	80円	200円
こども（小学生～高校生）	無 料	無 料	無 料

ウ 算定結果

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標者数 ②	コスト/人 ③（①÷②）	受益者負担率 ④
平和施設	長崎市永井隆記念館	14,157,872円	11,396人	1,242円	50%

使用料項目	現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置※ ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨ (⑧と同額)	増 減 (⑨-⑤)
				金 額 ⑧	理 由		
一 般	100円	630円	200円	200円	長崎原爆資料館の料金を上限とするため。	200円	100円
こども	無 料			無 料	次代を担う若者が、被爆の実相をより学びやすい環境を整えるため。	無 料	

※ 激変緩和措置：現行料金100円の2倍（P20「（参考1）使用料・手数料の算定方針」内「工 激変緩和措置」参照）

(2) 施行期日

令和8年4月1日

3 新旧対照表

改正後	改正前
長崎市永井隆記念館条例 平成11年12月22日 条例第32号 第1条～第7条　〔略〕 （利用料金） 第8条　記念館の展示室に展示している資料を観覧しようとする15歳以上の者（小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）は、記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2　利用料金は、<u>200円</u>を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 第9条～第16条　〔略〕	長崎市永井隆記念館条例 平成11年12月22日 条例第32号 第1条～第7条　〔略〕 （利用料金） 第8条　記念館の展示室に展示している資料を観覧しようとする15歳以上の者（小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒を除く。）は、記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2　利用料金は、<u>別表に掲げる額</u>を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。 3　市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。 第9条～第16条　〔略〕

3 新旧対照表

改正後	改正前				
(市長による管理) 第17条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合においては、第6条第1項、第8条第1項、第9条、第10条、第12条及び前条の規定の適用については、第6条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「<u>観覧料200円</u>を市長に納入しなければならない」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料」と、第10条及び第12条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項及び前条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第6条第2項並びに第8条第2項及び第3項の規定は適用しない。 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 第18条 [略] <u>附 則</u> この条例は、令和8年4月1日から施行する。 別表（第8条関係） <u>削除</u>	(市長による管理) 第17条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合においては、第6条第1項、第8条第1項、第9条、第10条、第12条及び前条の規定の適用については、第6条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第8条第1項中「記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「<u>別表に掲げる観覧料</u>を市長に納入しなければならない」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料」と、第10条及び第12条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項及び前条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第6条第2項並びに第8条第2項及び第3項の規定は適用しない。 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 第18条 [略] 別表（第8条関係） <table border="1"> <tr> <td>個人</td><td>団体（15人以上）</td></tr> <tr> <td>100円</td><td>1人につき 80円</td></tr> </table>	個人	団体（15人以上）	100円	1人につき 80円
個人	団体（15人以上）				
100円	1人につき 80円				

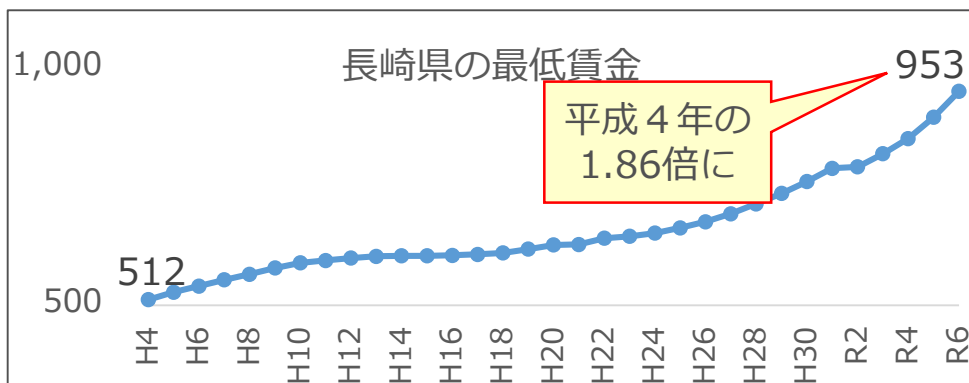
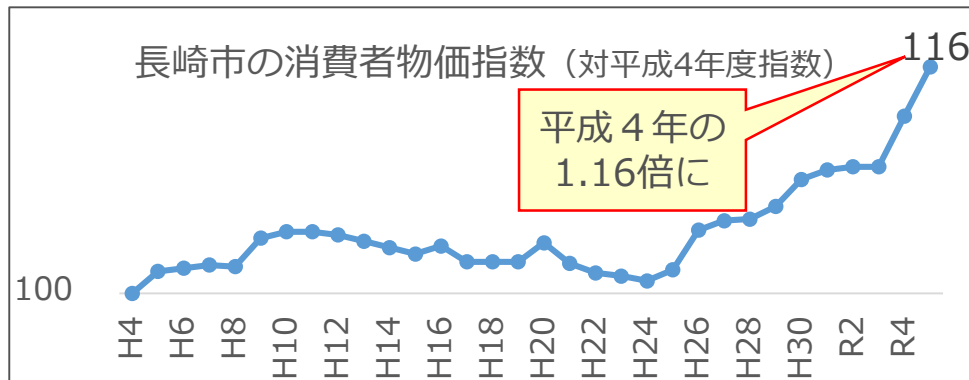
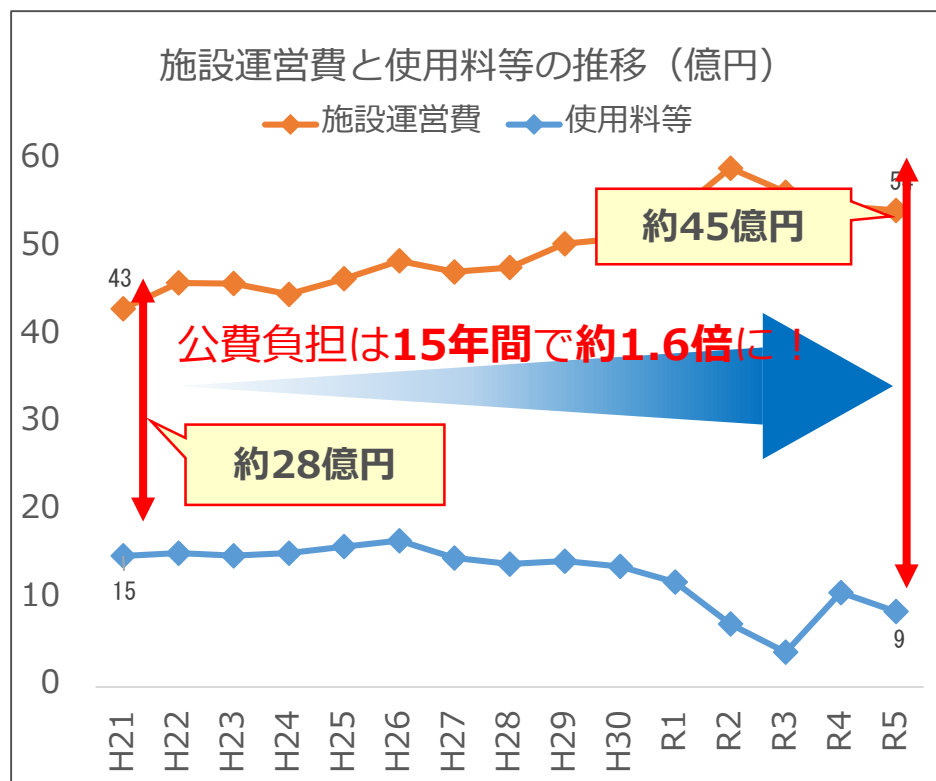
(参考1) 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



(参考1) 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

(参考1) 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

(ア) 施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
(イ) 施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

(参考 1) 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

(参考1) 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

(ア) 人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
(イ) 物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

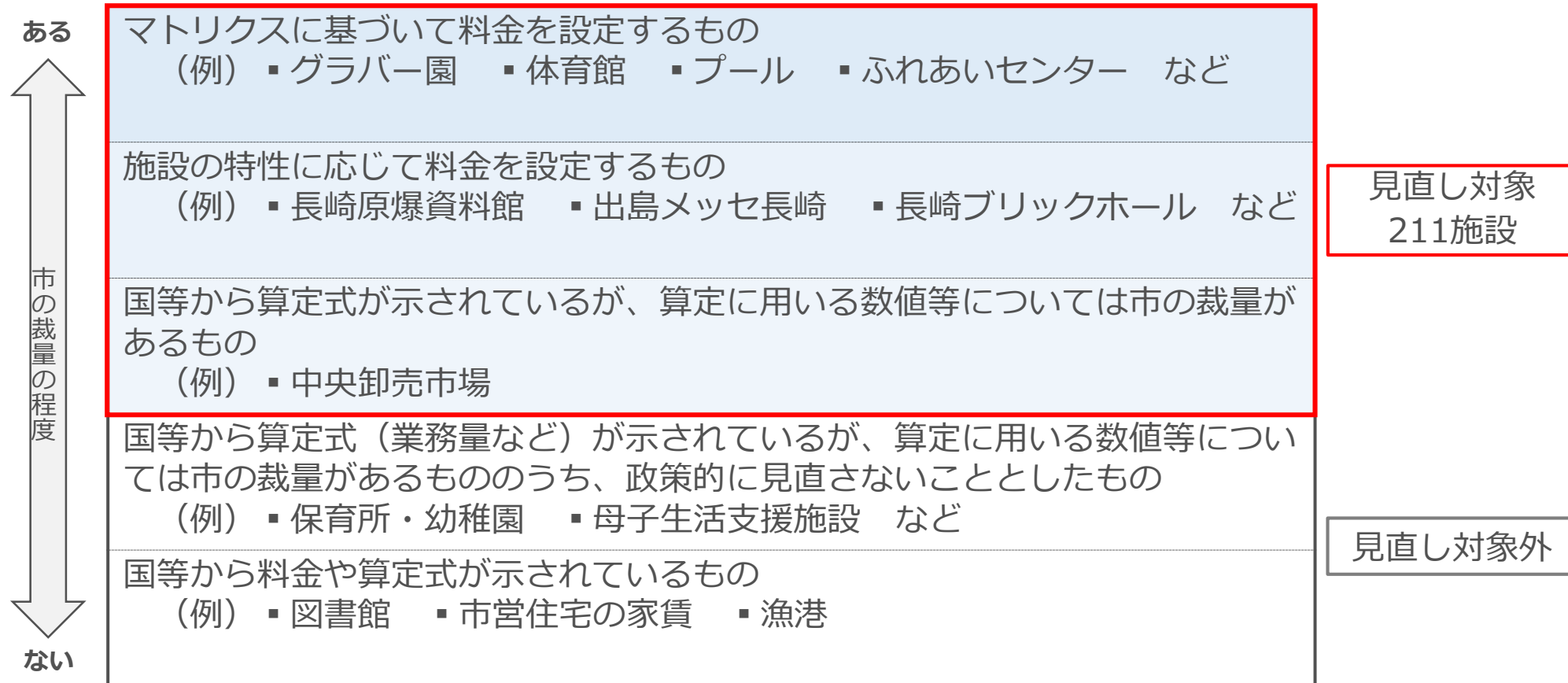
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

(参考2) 使用料の改定

(1) 見直しの対象



(参考2) 使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

(参考) 協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

利用料金併用制の施設

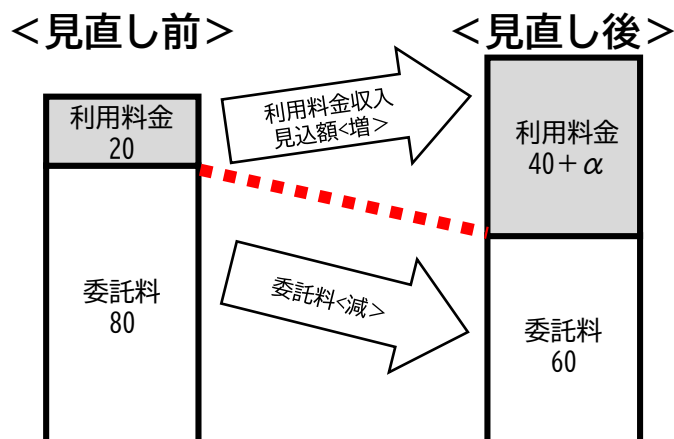
※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

2 令和8年度における対応について

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

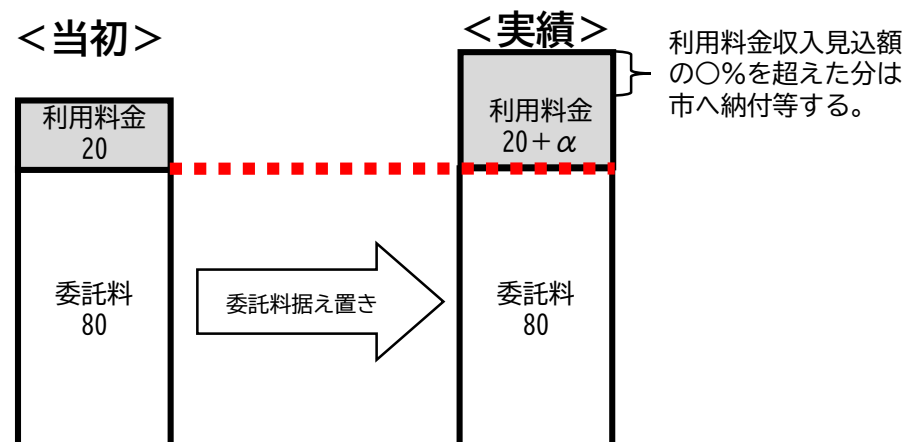
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。

(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設	令和8年4月の更新施設
令和7年 8月 9月 10月 11月 12月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上	- 公募開始 9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者候補者の選定 11月市議会 (指定議案及び債務負担行為設定)
令和8年 1月 2月 3月 4月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始	2月市議会(当初予算)、協定締結 - 新料金の運用開始